

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設利用ガイドライン

このガイドラインは、国の「基本的対処方針」等を踏まえ、市の施設における感染拡大防止を図るための基本的事項を示したものです。各施設においては、本ガイドライン及び関係するガイドライン等に基づいて、感染の拡大防止に取り組んでください。

このガイドラインの社会体育施設とは、次の施設をいいます。

体育館・青少年センター（競技場（1）（2）、剣道場、柔道場、弓道場、多目的室（1）（2）（3）、大会議室、第1・第2会議室、第1・第2研修室、トレーニング室）、川西運動場、中央公園野球場、中央公園芝生広場、東浜庭球場、西浜庭球場、芦屋公園庭球場、海浜公園水泳プール、朝日ヶ丘公園水泳プール

1 社会体育施設の利用者に実施していただく事項

(1) 社会体育施設の利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) 社会体育施設を運動・スポーツ目的で利用する際の留意事項

社会体育施設を運動・スポーツ目的で利用する際には、以下の点にご留意ください。

なお、運動・スポーツ以外の目的（文化教室や会議等）で利用される場合には、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」を遵守してください。

ア 十分な距離の確保

運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から人と人が接触しない程度の距離を確保してください。

イ 位置取り

走る、歩く運動・スポーツにおいて、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば、前後一直線で並ぶのではなく、並走等の工夫してください。

ウ 運動・スポーツ中に唾や痰を吐くことは極力行わないでください。

エ タオルの共用はしないでください。

オ 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにしてください。また、大皿での取り分けや回し飲みはしないでください。

カ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないでください。

キ 施設運営者の指示に従ってください。

(3) 利用定員数

利用定員数での利用が可能です。

ただし、本ガイドラインの趣旨（感染拡大防止）を踏まえ、「三密」の回避（(7)の対人距離の確保を含む）等の基本的な感染対策を前提とした利用をお願いします。

特に、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれる場合は、スペースに余裕をもった利用を検討する等、利用者の皆様の健康を守る観点から、感染拡大防止への一層の配慮をお願いします。

(4) 利用時間の短縮 時短要請はありません。

(5) マスクの着用

マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本としますが、重症化リスクが高い方等への配慮を行う観点から、以下の対応へのご協力をお願いします。

ア 施設の共用スペース（食堂やカフェ、トイレ、待合スペース等）においては、重症化リスクが高い方等の利用を想定し、以下のいずれか（下記(ア)又は(イ)）の対応を行うこと。

(ア) マスクを着用する。

(イ) マスクを着用しない場合には、他の利用者との距離を大きく確保し、会話を控える等、感染防止への配慮を行う。

イ 施設の共用スペース以外においては、マスクの着用は求めないが、重症化リスクが高い方を含め、参加者が快適に楽しむことができる環境づくりを図るための対応を、イベントの内容等に応じて検討すること。

<例>

・座席を設ける場合には、重症化リスクが高い方等の利用を想定した優先座席を設定する（座席の配置の工夫）。

・参加有無の判断等に資するため、イベントの開催案内等に感染対策の状況を明記する。

※上記は一例であり、イベントの内容等に応じて検討してください。

ウ マスクを着用しない場合においても、咳・くしゃみのエチケットの徹底にご協力ください。

エ 上記の取扱いに加えて、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、感染対策上の理由等によりマスクの着用を求めることは許容されます。

(6) 手洗い、手指消毒

ア 施設の入り口において、アルコール等による手指消毒を行ってください。

イ 上記に加え、各自でこまめな手洗い・手指消毒を実施し、感染防止対策に努めてください。

(7) 対人距離の確保

少なくとも、人と人が接触しない程度の距離を確保してください。

そのうえで、本ガイドラインの趣旨（感染拡大防止）を踏まえ、身体的距離（参加者同士が対面となる場合を含み、できるだけ2メートル、最低1メートル）の確保を図る等、感染の拡大防止に努めてください。

(8) トイレの利用 飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(9) 休憩スペース

少なくとも、人と人が接触しない程度の距離を確保してください。

そのうえで、本ガイドラインの趣旨（感染拡大防止）を踏まえ、身体的距離（参加者同士が

対面となる場合を含み、できるだけ2メートル、最低1メートル)の確保を図る等、感染の拡大防止に努めてください。

(10) 施設使用中の継続的な換気

機械換気による常時換気又は窓開け換気を実施してください。

(11) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、使用状況に応じて、利用後に消毒を行なってください。

(12) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(13) 各競技団体等ガイドラインの遵守

運動・スポーツにかかる各競技団体等から競技別ガイドラインが発表されている場合においては、本ガイドラインとともに競技別ガイドラインも遵守してください。

2 施設管理者において実施する事項

各施設管理者は、利用者の利用内容を確認し、その他必要な対策の実施に留意してください。

(1) 施設利用の注意点の明示

ホームページ及び施設の入り口などに、施設利用の注意点を明示するようにしてください。

(2) 利用時間の短縮 時短要請はありません。

(3) マスク着用の周知・確認等 施設におけるマスクの取り扱い(前記1(5))を周知・依頼する。

(4) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置及び周知

入口付近にアルコール消毒液等を配置するとともに、こまめな手洗い・手指消毒を呼びかける。

(5) 来場者の体調の確認

ア 自宅で検温をしていただき、37℃以上の発熱がある場合は利用又は入場をお断りする旨があることを周知する。

イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃以上の発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては利用又は入場をお断りする。

(6) 利用定員の縮小・対人距離の確保

ア 利用定員の考え方(1(3)参照)について周知する。

イ 施設内(休憩スペース等を含む)において、対人距離の確保等(1(7)参照)等、利用者の健康を守る観点から、感染の拡大防止に努めていただくことについて周知を行う。

(7) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、必要に応じて、透明ビニールカーテン等による飛沫感染防止対策を行う。

(8) 換気

- ア 屋内施設については、施設利用者に対して換気の実施（1(10)参照）について周知する。
- イ 換気能力を確保するため、換気設備の適切なメンテナンス等に取り組む。
- ウ 換気が困難な場合は利用不可とする。

(9) 施設の消毒等

- ア 不特定多数が接触する場所を中心に、使用頻度に応じてアルコール等で適切に消毒を行う。
- イ 利用者に対して、備品やドアノブなどの人が触れる部分について、利用後に消毒を行うよう努めていただくことを周知する。
- ウ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。

(10) 休憩スペース

- ア 人と人とが接触しない程度の距離を確保するように周知する。ただし、混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保するとともに真正面での飲食や会話をしないよう掲示するなどして周知する。
- イ 屋内スペースの場合は、常時換気することに努める。
- ウ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的にアルコールで消毒する。
- エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないことを指示する。

(11) スポーツ用具の管理

- ア スポーツ用具を複数の利用者が共用する場合は、その都度、消毒等実施すること。
- イ スポーツ用具の貸出しをする場合、申請書の指示を遵守させること。

(12) ゴミの廃棄

- ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。
- イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。
- ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。（ゴミの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託事業者に準備してもらう。）

(13) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

- ア 速やかに別室へ移し、隔離する。
- イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。
- ウ 必要に応じて救急搬送を要請する。
- エ 主催者（代表者）に対して、イベントの規模に応じて、下記の3(1)(2)による必要な対応を行うよう求める。

3 その他

(1) 「感染防止安全計画」の策定等について

参加人数（「一時」の参加人数とする）が5,000人超、かつ収容率50%超、人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催するイベントについては、県に「感染防止安全計画」を提出してください。

(2) 施設利用時の新型コロナウイルス感染症対策確認シートの保存等

上記(1)への該当有無にかかわらず、主催者（代表者）は「施設利用時の新型コロナウイルス

感染症対策確認シート」(別紙。以下「確認シート」とします。)を事前に作成し、利用施設に提出してください。施設管理者は、提出を受けた確認シートについて、イベント終了日から1年間の保管を行ってください。

また、感染拡大の防止を図るため、主催者(代表者)は、不特定の者が参加するイベント等を開催するときは、開催案内に感染対策の内容を記載する等により、参加者への事前周知を図ってください。参加者が特定される場合には、参加者に感染対策の内容を伝えるようにしてください。

(3) イベントで感染者が発生した場合の対応等

イベントで感染者が発生した場合、主催者(代表者)は、参加者への迅速な周知・注意喚起を行ってください。

クラスターの発生や感染防止策の不徹底などの問題が生じた場合には、主催者(代表者)は、速やかに利用施設と保健所に報告してください。

報告を受けた施設管理者は、速やかに市の新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に報告してください。必要な対応が生じた場合には、施設管理者及び利用者は、係る対応を実施してください。

(4) 市主催イベント・大会等の開催について

本ガイドライン及び関係するガイドライン等に基づく対策を行い、実施してください。

(5) 利用者名簿の作成について

感染拡大防止対策の観点からの利用者名簿の作成は不要とします。

[改定年月日]

令和2年7月 1日改定	令和3年 7月30日改定(8月 2日適用)
令和2年7月23日改定	令和3年 8月18日改定(8月20日適用)
令和2年8月24日改定	令和3年 9月30日改定(10月 1日適用)
令和2年9月19日改定	令和3年10月21日改定(10月22日適用)
令和2年12月1日改定	令和3年12月20日改定(12月20日適用)
令和3年1月13日改定(1月18日適用)	令和4年 1月26日改定(1月27日適用)
令和3年2月25日改定	令和4年 3月18日改定(3月22日適用)
令和3年3月 4日改定(3月 8日適用)	令和4年 4月 1日改定(4月 1日適用)
令和3年4月 2日改定(4月 5日適用)	令和4年 6月 1日改定(6月 1日適用)
令和3年5月10日改定(5月12日適用)	令和5年 1月 1日改定(1月 1日適用)
令和3年5月31日改定(6月 1日適用)	令和5年 2月 6日改定(2月 6日適用)
令和3年6月18日改定(6月21日適用)	令和5年 3月 1日改定(3月13日適用)
令和3年7月 9日改定(7月12日適用)	